

北広島市子どもの権利条例

条文解説

平成25年(2013年)7月
令和5年(2023年)10月 一部修正

北 広 島 市

目 次

条例の制定理由	1
前文	2
第1章 総則	3
第1条 目的	3
第2条 定義	3
第3条 責務	4
第4条 権利の普及等	5
第5条 子どもの権利月間	5
第2章 子どもの権利	6
第6条 子どもにとって大切な権利	6
第7条 安心して生きる権利	7
第8条 守り、守られる権利	8
第9条 健やかに育つ権利	10
第10条 参加する権利	11
第3章 子どもの生活の場における権利の保障	11
第11条 家庭における権利の保障	11
第12条 育ち学ぶ施設における権利の保障	12
第13条 地域における権利の保障	12
第14条 地域における子どもの居場所	13
第15条 虐待等の禁止	13
第4章 子どもの参加の促進	14
第16条 子どもの参加の促進	14
第17条 分かりやすい情報発信	14
第5章 相談及び救済	15
第18条 救済委員会	15
第19条 市長が行う措置	17
第20条 救済委員会への協力	18
第21条 相談及び救済の申立て	18
第22条 相談員の設置	19
第6章 施策の推進	19
第23条 関係機関等との連携	19
第24条 施策の推進	19
第25条 北広島市こども計画	20
第7章 雑則	20
第26条 委任	20
附則	21

北広島市子どもの権利条例の制定理由

世界では今なお多くの児童が、貧困、飢え、武力紛争、虐待等の困難な状況に置かれていることから、児童の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的に、1989年(平成元年)に「児童の権利に関する条約」が国連で採択され、日本は1994年(平成6年)にこの条約を批准し、条約の理念実現をめざして、様々な立法や行政措置を進めています。

条約の理念実現には、国だけでなく、子どもの生活に一番身近な地方自治体も子どもの施策として取り組むことが大切です。そのためには、地方自治体の法律である条例によって子どもの権利を定め、その条例に基づき子どもの施策を進めることが必要となります。

北広島市子どもの権利条例は、基本的人権の尊重を定めている「日本国憲法」と「児童の権利に関する条約」に基づき、北広島市としての子どもの権利を定めたものであり、条約の理念実現を目指す市の子どもの施策の基盤となるものです。

子どもの権利という権利の主張というイメージを持つ方もいるかと思いますが、この条例は、前に述べたように「日本国憲法」と「児童の権利に関する条約」の範囲内で、北広島市としての子どもの権利を規定したものであり、新たな権利をつくり出すというものではありません。また、他の地方公共団体に対し、新たな義務を課すものでもありません。

前 文

全ての子どもは、生まれたときから尊ばれ、世界でただ一人のかけがえのない存在として、幸せに生きる権利を持っています。この権利は、人間が長い歴史の中で大変な努力をして手にしてきたものです。

子どもの権利が守られるためには、平和で豊かな環境と大人の深い愛情や理解が必要です。また、子ども自身が、自分の権利を正しく理解し、自分で判断し、意見を述べ、自信と誇りを持って生きることが大切です。これらの経験を通して、他の人の権利を大切にし、互いに尊重し合う力を身に付け、責任を持って行動できる大人へと成長していきます。

大人は、子どもを差別や暴力から守り、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、子どもの最善の利益のために、共に考え、支えていく責任があります。

子どもは、大人と共に北広島市をつくっていくパートナーです。子どもが参加し、子どもの視点を大切にしておつくりされたまちは、全ての人にとってやさしいまちとなります。子どもは、社会の一員として尊重され、大人と共に北広島市のまちづくりを担っていきます。

私たちは、北広島市が平和を願うまちであることに誇りを持っています。平和を願うまち北広島市において、子どもは、これからの社会を築いていく未来への希望であり、平和の灯をいつまでも絶やさないために、大切に育てていかなければなりません。

私たち北広島市民は、子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまちを目指し、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、北広島市子どもの権利条例を制定します。

【解 説】

条例には、制定の趣旨や背景、基本理念などを明確にするため、前文を置く場合があります。

北広島市子どもの権利条例の前文は、子どもの権利についての基本的な考え方や子どもと共につくる北広島市のまちづくり、条例制定の決意等の内容となっています。

第3段落にある「子どもの最善の利益」とは、条約全体を解釈・運用していく際の重要な基本原則となる考え方で、条例本文では少し表現を変えた「子どもにとって最善の利益」（第1条「目的」、第24条「施策の推進」）、「子どもにとって最も良いこと」（第11条「家庭における権利の保障」、第12条「育ち学ぶ施設における権利の保障」）という文言を用いています。

条例では、前文で述べられている子どもの権利を守るため、市、家庭での保護者、育ち学ぶ施設における職員及び地域における市民の役割や救済委員会の設置などを規定しています。

この条例の施行によって、次のことが推進されると考えています。

- 子どもが自分の権利が尊重されるだけでなく、他人の権利も尊重することが大切であることを学び、また、そのことを通して社会における他者との関わりについて理解を深めること。
- 大人は、子どもが成長発達の中で保護や援助が必要な存在であり、基本的人権が尊重されなければならないことについて認識を深め、子どもの権利についての理解を深めること。
- 子どもの権利侵害を救済し、権利の回復を支援する救済委員会が設置され、権利の保障が実効性のあるものとなること。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの健やかな成長を願い、子どもの権利の保障について必要な事項を定めることにより、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めることを目的とします。

【解説】

子どもはこれからの社会を築いていく未来への希望であり、誰もがその健やかな成長を願っています。子どもが健やかに成長するためには、子どもにとって最善の利益が尊重されることが大切ですが、この条例で子どもにとって大切な権利を明らかにすることや子どもの権利の保障を進めるための仕組みなどについて必要な事項を定めることによって、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めることがこの条例の目的であることを規定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 市内に居住し、又は通学し、若しくは通勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいいます。
- (2) 保護者 親、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために通学し、通所し、入所し、又は利用する施設をいいます。
- (4) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者、職員等をいいます。
- (5) 市民 市内に居住し、又は市内で活動する者をいいます。

【解説】

(1) 第1号関係

子どもの定義として、北広島市内に住んでいる子どもには、この条例が適用されます。また、北広島市に通学・通勤しているなど、北広島市と関わりがある全ての子どもにも適用されます。ただし、条例の適用範囲は、北広島市内に限られます。

子どもの年齢範囲については条約・法律・条例などによって異なりますが、この条例では、子どもが生まれてから自己形成に至るまでの時期に着目し、かつ、同じ学びの環境においてこの条例の対象となる人と対象とならない人が混在することを避けるため、施行規則で18歳、19歳の高校生なども対象に加えることとしています。

(2) 第2号関係

子どもの保護者とは、親と、様々な事情により親に代わり子どもを養育する里親等としています。「その他親に代わり子どもを養育する者」とは、親権代行者がこれに該当しますが、例え

ば、親自身が未婚の未成年であり、親権を行使できない場合に、子どもを養育している祖父母等が想定されます。

(3) 第3号関係

育ち学ぶ施設とは、設置者の公私を問いません。「児童福祉法に規定する施設」とは、児童養護施設、保育所、児童館(児童センター)などが該当します。「学校教育法に規定する学校」とは、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園などがあり、「その他の施設」とは、認可外保育施設、学童クラブ、公民館、図書館、体育館などを指します。

(4) 第4号関係

施設関係者とは、前号で規定した育ち学ぶ施設の設置者、管理者、職員、委託業務により施設内で勤務する者をいいます。

(5) 第5号関係

市民とは、北広島市に住所を有する人のみならず、北広島市内で働く人、学ぶ人など、活動を行う人全てを指しています。

(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、施策において、その保障に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの成長と養育について第一義的責任があることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

3 施設関係者は、育ち学ぶ施設において、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

4 事業者は、雇用している子どもの権利の保障に努めなければなりません。

5 市民は、子どもに関わる場や機会において、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

6 市、保護者、施設関係者、事業者及び市民は、互いに連携して子どもの権利の保障に努めなければなりません。

【解説】

子どもの権利を守るためには、子どもに関わる全ての人々がそれぞれの立場において努力するとともに、同じ目的の下に互いが協力することが何よりも大切です。この条では、子どもの権利の保障を進めるにあたり、市、保護者、施設関係者、事業者及び市民にそれぞれ責務があることを定め、その具体的な内容及び方法については、第2章、第3章及び第4章に規定しています。

(1) 第1項関係

市は、子どもの権利の保障のため、必要な施策の実施に努める必要があることを規定しています。

(2) 第2項関係

子どもの養育に関しては、まず一番目に保護者にその責任があり、また、そのことを保護者自身が認識して、子どもの権利の保障に努める必要があることを規定しています。

(3) 第3項関係

育ち学ぶ施設の関係者は、その施設において子どもの権利の保障に努める必要があることを規定しています。

(4) 第4項関係

事業者とは、法人格の有無にかかわらず、市内に事務所又は事業所を設置し、事業やその他

の活動を行う個人、法人その他の団体が該当します。事業者は、雇用している子どもの権利の保障に努める必要があることを規定しています。

(5) 第5項関係

市民は、地域での活動などを通じた子どもに関わる場面や機会において、子どもの権利の保障に努める必要があることを規定しています。

(6) 第6項関係

子どもの権利を保障するためには、上記各号の子どもに関わる大人等が連携して子どもの権利の保障に努める必要があることを規定しています。

(権利の普及等)

第4条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その普及に努めるものとします。

2 市は、家庭、育ち学ぶ施設及び地域において、子どもの権利についての教育や学習が行われるよう、必要な支援に努めるものとします。

3 市は、子ども自身による子どもの権利に関する学習について、必要な支援に努めるものとします。

【解説】

(1) 第1項関係

子どもの権利を守るためには、市民に子どもの権利について正しい理解を深めてもらうため、幅広く子どもの権利を普及する必要があります。ここでは、市が広報紙やホームページなど様々な媒体の活用や普及啓発事業によって子どもの権利普及に努めることを規定しています。

(2) 第2項関係

子どもの権利の普及のためには、家庭や学校など子どもが生活する場において、子どもの権利に関する教育が行われ、学習の機会が確保されることが大切になりますが、そのために市が必要な支援に努めることを規定しています。市の支援としては、条例の趣旨を分かりやすく記載した大人用と子ども用パンフレットの作製や、それらなどを活用した学習の支援、子どもの権利に関する講演会・出前講座などを想定しています。

(3) 第3項関係

子ども自身が子どもの権利に関する学習をするため、市が支援に努めることを規定しています。市の支援としては上記の子ども用パンフレットなどによる自主的な学習を想定しています。

(子どもの権利月間)

第5条 市は、子どもの権利について市民の関心を高め、理解を深めるため、北広島市子どもの権利月間（以下「子どもの権利月間」といいます。）を設けます。

2 子どもの権利月間は、11月とします。

3 市は、子どもの権利月間の趣旨にふさわしい事業を行うものとします。

【解説】

(1) 第1項・第2項関係

子どもの権利の普及をより一層推進するため北広島市子どもの権利月間を設けること、子ど

もの権利月間は11月とすることを規定しています。11月に設定した経緯については、1959年11月20日に「児童の権利に関する宣言」が国連総会で採択され、1989年11月20日に「児童の権利に関する条約」が同じく国連総会で採択されたため、それに由来したものです。

(2) 第3項関係

市は、子どもの権利月間である11月に、子どもの権利について市民の関心を高め、理解を深めるためにふさわしい事業を行うことを規定しています。

市は、イベントや講演会の開催などの事業を11月に実施し、子どもの権利の普及を推進するものとします。

第2章 子どもの権利

(子どもにとって大切な権利)

第6条 この章に定める権利は、子どもが成長していくために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

【解説】

(1) 第1項関係

第2章に定めている子どもの権利は、子どもにとって特に大切なものであり、子どもに関わる全ての市民及び市はこの子どもの権利を大切なものとして保障する必要があることを規定しています。

この章で定めている子どもの権利は、日本国憲法と基本的人権が子どもにも保障されるべきことを定めた児童の権利に関する条約に規定されている権利を基本とし、北広島市の子どもにとって、特に保障されなければならない権利を取り上げたものであり、新たな権利を定めるといったものではありません。

(2) 第2項関係

子どもが自分の権利を行使するときは、自分の権利が尊重されるだけでなく、他人の権利も同等に大切な権利として尊重する必要があることを規定しています。

子どもが社会生活を送る中で、子どもの権利は基本的人権として尊重されなければなりません。そこでは同時に他の人の権利を尊重する必要があり、また、社会のルールを守ることが必要です。このことを学び体験することによって、子どもは社会における他者との関わりについて理解を深めていきます。

(安心して生きる権利)

第7条 子どもは、安心して生きるために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 平和と安全な環境の下で生活すること。
- (2) 自分の命がかげがえのないものとして守られ、尊重されること。
- (3) 愛情と理解をもって育まれること。
- (4) 健康に配慮され、適切な医療が受けられること。
- (5) 差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないこと。

【解 説】

(1) 第1号関係

子どもが安心して生きるために、平和と安全な環境の下で生活することが権利として保障されなければならないことを規定しています。

平和で安全な環境であることが、子どもの権利を尊重し守っていくための前提にならなければなりません。

(2) 第2号関係

子どもが安心して生きるために、自分の大切な命がかげがえのないものとして守られ、尊重されることが権利として保障されなければならないことを規定しています。

子どもの命に限らず、全ての人間の命はかけがえのないものとして守られなければなりません。子どもは成長発達の過程にあり保護や援助が必要で、大人と比べて弱い存在であるため、とりわけ子どもの命を大切に守らなければなりません。

(3) 第3号関係

子どもが安心して生きるために、愛情と理解をもって育まれることが権利として保障されなければならないことを規定しています。

子どもが、心が安定し伸び伸びと自分らしさを発揮し、健やかな成長をするために、また、子ども自身も他人に優しく接することができ、他人を思いやる心を育むために、周囲の大人が子どもにたくさんの愛情をもち、理解をして育むようにしなければなりません。

(4) 第4号関係

子どもが安心して生きるために、健康に配慮され、適切な医療が受けられることが権利として保障されなければならないことを規定しています。

子どもが健やかに成長するためには、健康な体であること、病気になったときは健康な状態に回復するために必要な医療措置を受けることができる環境でなければなりません。

(5) 第5号関係

子どもが安心して生きるために、差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないことが権利として保障されなければならないことを規定しています。

暴力やいじめは子どもに対する重大な権利の侵害です。また、集団の中において他よりも不当に低く扱うような差別や道理にあわない不利益を受けることは、子どもの心を傷つけ不安定なものにします。心や体が守られ、健やかに成長することは、子どもの基本的な権利であり、暴力やいじめ、差別、不当な不利益は、子どもの成長・発達にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、これらを受けないようにしなければなりません。

(守り、守られる権利)

第8条 子どもは、自分を守り、自分が守られるために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 権利の侵害から逃れられ、権利の侵害を受けたときに支援や救済を求めること。
- (2) 危険から身が守られること。
- (3) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (4) プライバシーが守られること。
- (5) 誇りを傷つけられないこと。
- (6) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
- (7) 自分が持っている能力を伸ばすための必要な支援を受けること。
- (8) 自分に関することを決めるとき、適切な支援を受けること。
- (9) 障がいのある子どもが、尊厳を保ち、自立の促進及び社会への積極的な参加が図られること。
- (10) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等に親しみ、学び、又は表現することが尊重されること。

【解説】

子どもは、一人一人が違う存在であることを認められ、自分を守り、守られるために保障されなければならない権利を第1号から第10号まで具体的に規定しています。

(1) 第1号関係

子どもは、自分を守り、自分が守られるために権利の侵害から逃れられ、権利の侵害を受けたときに支援や救済を求めることができることを規定しています。

暴力やいじめなど子どもの権利の侵害によって身体的精神的苦痛を受けたとき、子どもは自分を守るためにその状態から逃れること、周囲の大人などに助けを求めることが保障されなければなりません。

(2) 第2号関係

子どもは、自分を守り、自分が守られるために危険から身が守られることを規定しています。

子どもは自身へ降りかかるいろいろな危険から安全に身が守られることが保障されなければなりません。

(3) 第3号関係

子どもは、自分を守り、自分が守られるために個性が認められ、人格が尊重されることを規定しています。

子どもが持つそれぞれの個性は固有のものとして認められなければなりません。それは無制限に認められるというものではなく、学校などにおける校則や一般的な良識の範囲内で許容されるものでなければなりません。また、人格の尊重も同様です。

(4) 第4号関係

子どもは、自分を守り、自分が守られるためにプライバシーが守られることを規定しています。

子どもだから少くはいはとプライバシーを軽んじた行為が、子どもにとって癒やし難い傷となることもあります。大人と同様に子どものプライバシーも大切なものとして守られなければなりません。

(5) 第5号関係

子どもは、自分を守り、自分が守られるために誇りを傷つけられないことを規定しています。

子どもは小さくても一定の年齢になると大人と同じように誇りをもっています。子ども自身の自信が生まれ、発言力、行動力が成長していくためには、子どもの誇りを傷つけることがないようにしなければなりません。

(6) 第6号関係

子どもは、自分を守り、自分が守られるために子どもであることを理由に不当な扱いを受けないことを規定しています。

大人は、子どもに対し「子どもだから」という理由だけで子どもにとっては納得のいかないような扱いをする場合があります。こうした行動は、子どもの人格を傷つける行為であり、ときには心に傷を残すような場合もあります。子どもが大人を信頼し、将来大人になった時の子どもへの望ましい接し方を学ぶためにも、子どもであることを理由とした不当な扱いをしないようにしなければなりません。

(7) 第7号関係

子どもは、自分を守り、自分が守られるために自分が持っている能力を伸ばすための必要な支援を受けられることを規定しています。

子どもは自身の持っている能力を発達に応じて伸ばすため、本来自分に備わっている能力をしっかりと自分のものにするため、必要な支援を受けることが保障されなければなりません。

(8) 第8号関係

子どもは、自分を守り、自分が守られるために自分に関することを決めるとき、適切な支援を受けられることを規定しています。

子どもが自分に関することを決めるときには、自分の知識や経験だけでは判断のできないことも多くあります。そんなとき、子どもが自分にとって適切な判断をするために、子どもの最善の利益を考慮した大人の支援を受けられるようにしなければなりません。

(9) 第9号関係

障がいのある子どもが、自分を守り、自分が守られるために、尊厳を保ち、自立の促進及び社会への積極的な参加が図られることを規定しています。

障がいのある子どもは、自立が難しい状況にあったり、家から外にでる機会や各種の行事などへの参加が少なくなったりしがちですが、自立促進と社会への参加の機会確保を図るために、市、施設関係者、行事主催者などは、障がいのある子どもやその保護者への可能な支援や配慮をするようにしなければなりません。

(10) 第10号関係

国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分を守り、自分が守られるために、自分の文化等に親しみ、学び、又は表現することが尊重されることを規定しています。

国籍、民族、言語等で少数の立場の子どもは、周囲に気兼ねなく、自身が属する固有の文化やことばを表現できることが大切です。多数の立場の子どもたちは、自分達の文化やことばなどと同じように、少数の立場の子どもの文化やことばなどを尊重しなければなりません。

(健やかに育つ権利)

第9条 子どもは、自分を豊かにし、健やかに育つために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 学ぶことを通して人間的発達を目指すこと。
- (2) 遊ぶことを通して良好な人間関係を築くこと。
- (3) 文化、芸術、スポーツ及び自然に親しむこと。
- (4) 自分の将来を決めること。
- (5) 自分の幸せな未来の実現に向けて、必要な情報を得ること。
- (6) 安心できる居場所が確保されること。

【解説】

子どもがまわりの人に助けってもらったり、注意してもらったり、教えてもらったりする中で自分を豊かにし、健やかに育つために保障される権利を第1号から第6号まで具体的に規定しています。

(1) 第1号関係

子どもは、知識や能力を高め、経験を重ねていく中で、人間として成長発達していきます。そのためには、自分が豊かに成長するために学校や家庭等で様々なことを学ぶことが保障されなければなりません。

(2) 第2号関係

子どもは、人間として生きていくために良好な人間関係を築くこと、すなわち社会性を身につけることが大切です。子どもは遊ぶことを通じて自分と他者の関係や他者との関わり方を身につけていきます。そのためには、遊ぶことが保障されなければなりません。

(3) 第3号関係

子どもは、知的な刺激や感動を受けたり、身体を鍛えたり、チームワークを学んだり、豊かな自然を体感したりすることで自分を豊かに成長させることができます。そのためには、文化、芸術、スポーツ及び自然に親しむことが保障されなければなりません。

(4) 第4号関係

子どもは、他者に強制されたものでない、自分が考えた自分の未来を目指すことができます。そのためには、大人のアドバイスを受けたりしながら、自分自身で自分の将来を決めることが保障されなければなりません。

(5) 第5号関係

子どもは、自分の健やかな成長と幸せな未来の実現のため、自分にとって必要な情報や資料を利用することができます。そのためには、必要な情報を得ることが保障されなければなりません。

(6) 第6号関係

子どもの生活の場面では、いやなことがあったり、緊張することがあったり、忙しいことがあったりして、疲れたり落ち込んだりすることがあります。そんなとき、元気を取り戻すためには、のんびりとくつろぐことが必要です。そのためには、安心できる居場所が確保されることが保障されなければなりません。

(参加する権利)

第 10 条 子どもは、自ら社会に参加するために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域等の場で自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 情報提供等の適切な支援を受けられること。

【解 説】

(1) 第 1 号関係

子どもは社会の一員として、社会に参加し、自分に関係のあることについて自分の意見を表すことができます。子どもの生活の場である家庭、育ち学ぶ施設、地域等において、大人は子どもが安心して自らの意思や意見を表しやすいように配慮することが必要です。

(2) 第 2 号関係

子どもの意見は尊重されなければなりません、その意見の全てが認められるわけではなく、年齢や成長の段階にあつては、最善の利益とは何かを考慮した結果、子どもの意見が受け入れられないことも考えられます。その場合、大人は、その理由を丁寧に子どもに説明することが求められます。子どもの年齢や成長に応じたふさわしい配慮をすることが、子どもの意見を表す意欲を育てることとなります。

(3) 第 3 号関係

子どもは自ら仲間をつくり、その仲間と企画し、自分達的意思で集まり行動することができます。この場合、他人の迷惑になるような行為はあってはならないことであり、公共のルールや道徳、他人の権利の尊重など一定の制約のもとに保障されている権利です。

(4) 第 4 号関係

子どもが置かれている状況（例えば障がいや言語の違いなど）によって、意見の表明や参加について支障のないように、社会に参加するための情報や資料の提供等の適切な支援を受けられることを規定しています。

第 3 章 子どもの生活の場における権利の保障

(家庭における権利の保障)

第 11 条 保護者は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた養育に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それに応えていくとともに、子どもと十分に話し合うことに努めなければなりません。

【解 説】

(1) 第 1 項関係

家庭における子どもの権利保障について、保護者の養育に関する役割を述べています。第 3 条第 2 項で触れたとおり、保護者はその養育する子どもの権利保障に努める第一義的責任者

であり、子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割は非常に大きなものがあります。保護者はそのことを十分に認識し、子どもの最善の利益を念頭に子どもの養育に努めなければなりません。

(2) 第2項関係

家庭における子どもの権利保障において、子どもに対する保護者の対応について規定しています。子どもの最善の利益を尊重するためには、まず、保護者は子どもと話し合う機会をできるだけ多くつくり、子どもの本当の気持ちや考えをしっかりととらえ、良く理解することに努めなければなりません。

(育ち学ぶ施設における権利の保障)

第12条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの豊かな人間性と多様な能力を育むために重要な役割を果たすことを認識し、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた支援や指導に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの権利について学ぶ機会を設けるよう努めなければなりません。

【解説】

(1) 第1項関係

育ち学ぶ施設における子どもの権利保障について、施設関係者が担う基本的な役割を述べています。子どもにとって、学校や幼稚園・保育園などの施設で過ごす時間は、家庭の次に長いものであり、施設関係者は、子どもの発達・成長に重要な役割を果たすことを認識した上で、指導・支援していくように努めなければなりません。

(2) 第2項関係

育ち学ぶ施設では、子どもたちが子どもの権利について集団で一斉に学ぶ機会を確保しやすい環境にあります。子どもの権利の普及と理解を深めるため、施設関係者は子どもの権利について子どもが学ぶ機会をつくるように努めなければなりません。

(地域における権利の保障)

第13条 市民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長していくことができるよう必要な支援に努めるものとします。

2 市民は、地域において子どもを育てるという意識を持ち、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

【解説】

(1) 第1項関係

第11条で述べた家庭及び第12条で述べた育ち学ぶ施設の2つを包み込む地域において、市民が子どもの権利保障に対して担うべき役割を規定しています。

子どもにとって地域の範囲は、その成長とともに変化していくものです。また、地域が広がっていくことで、おのずと人間関係も広がりを見せていきます。子どもは、地域で開催される行事への参加や成長に伴う活動領域の拡大によって次第に地域との関わりを深め、成長してい

きます。市民は子どもの参加などの面で、地域との関わりを深めていけるような支援に努めることが大切です。

(2) 第2項関係

核家族化の進行や就労する母親の増加等によって、育児に不安のある家庭が増えています。また、都市化の進展によって地域としての一体感が薄れてきています。しかし、子どもの健やかな成長のためには、家庭だけでなく地域における市民の関わりも大切です。市民が地域において子どもを育てるという意識を持ち、子どもを見守るように努めることが、地域の子どもの安心感や健全な育成につながります。

(地域における子どもの居場所)

第14条 市及び市民は、地域において、子どもが安全に安心して過ごすことができるよう子どもの居場所づくりに努めるものとします。

【解説】

子どもの居場所とは、子どもにとって「ありのままの自分であることができる場所」、「休息したりくつろいだりして自分を取り戻すことができる場所」、「安心して人間関係をつくり合うことができる場所」となるところです。ここでいう「居場所」は、公園や児童センターのような施設面だけでなく、子どもが安心して話ができる人間関係の場といったソフト面での居場所も含まれます。

子どもの居場所は、子どもが他者との間に良好な関係を築く能力や社会性を身に付けるために大切な場所です。このため、この条では、子どもの居場所づくりに努めることを市及び市民の役割として規定しています。

(虐待等の禁止)

第15条 何人も、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 何人も、いじめの防止に努めなければなりません。

【解説】

(1) 第1項関係

全国の児童相談所などにおける児童虐待の相談件数は増加の傾向が続いていますが、こうした子どもへの虐待（子どもへの虐待とは、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（養育の怠慢・拒否）、心理的虐待の4種類に区分されます。）は、子どもの心身に深い傷を与え、子どもの成長や発達に重大な影響を及ぼし、子どものその後の人生を左右するばかりでなく、子どもの命さえ奪うこともあります。また、体罰は、弱い立場にある子どもへの一方的な暴力行為であり、児童虐待と同様に子どもの心身に深い傷を与え、時には子どもの命に係わるような場合があります。これらの行為は子どもの権利の侵害であり、行ってはならないこととして規定しています。

(2) 第2項関係

いじめは子どもへの虐待と同様に子どもの心身に深い傷を与え、いじめを受けた子どもにと

って不登校の誘発となり教育を受ける権利が侵害され進路への支障となったり、対人恐怖症などの心的外傷後ストレス障害となったりして子どもの人生に重大な影響を及ぼし、時には子どもの自殺という、あってはならない事態に至る場合もあります。いじめは、子どもの権利への侵害行為として、学校関係者、子ども、保護者など全ての人がその防止に努めなければならないことを規定しています。

第4章 子どもの参加の促進

(子どもの参加の促進)

第16条 市は、まちづくり及び施策について、子ども会議の開催等子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

2 施設関係者は、育ち学ぶ施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

3 市民は、地域活動について、子どもがその一員として意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

【解説】

(1) 第1項関係

第10条の参加する権利では、子どもは社会の一員として、社会に参加し、自分に関係のあることについて意見を表明することを定めています。この子どもの参加を促進するために、市のまちづくりや施策で子どもに関係する内容について、子ども会議の開催や意見募集などの方法で、社会を担っていく存在である子どもが意見表明し参加する機会を設けるように努めることを規定しています。

(2) 第2項関係

子どもが育ち学ぶ施設（児童養護施設、保育所、児童館、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、学童クラブ等）の設置者、管理者、職員等に、子どもの参加を促進するために施設の行事の企画や運営方法などについて、子どもが参加する会議の開催や意見を募集するなどの方法で、社会を担っていく存在である子どもが意見表明し参加する機会を設けるように努めることを規定しています。

(3) 第3項関係

市民は、自治会等による地域活動において、地域の一員として子どもの参加を促進するために、子どもに関係のある行事や活動に関し、子どもが参加する会議の開催や意見を募集するなどの方法で、社会を担っていく存在である子どもが意見表明し参加する機会を設けるように努めることを規定しています。

(分かりやすい情報発信)

第17条 市、施設関係者及び市民は、子どもの参加の促進を図るため、子どもに関する施策、取組等について分かりやすい情報発信に努めるものとします。

【解 説】

子どもの参加を促進するためには、子どもを参加対象とする行事はもとより、子どもに関する市の施策や学校など施設の取組等に関する情報発信についても、子ども自身にとって理解しやすいように十分な配慮をすることが必要となります。市、施設関係者及び市民は、子どもの理解しやすさを念頭においた情報発信に努めることとしています。

第5章 相談及び救済

(救済委員会)

第 18 条 市は、子どもの権利の侵害に対して、迅速かつ適切な救済を図り、権利の回復を支援するために、北広島市子どもの権利救済委員会(以下「救済委員会」といいます。)を置きます。

2 救済委員会は、次に掲げる事務を所掌します。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談について、助言又は支援を行うこと。

(2) 第 21 条第 1 項の規定に基づく子どもの権利の侵害に関する救済の申立てについて、調査及び調整を行うこと。

(3) 子どもの権利の侵害について、市長に対して、必要な措置を講ずることを求めること。

3 救済委員会は、委員 3 人で組織します。

4 救済委員会の委員(以下「救済委員」といいます。)は、人格が高潔で、人権、福祉、教育等の子どもの権利に関する分野において識見を有する者のうちから市長が委嘱します。

5 救済委員の任期は、3 年とします。ただし、救済委員が欠けた場合における補欠の救済委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 救済委員は、再任されることができます。

7 市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他明らかに救済委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、第 4 項の規定による委嘱を解くことができます。

8 救済委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。

9 前各項に定めるもののほか、救済委員会に関し必要な事項は、規則で定めます。

【解 説】

(1) 第 1 項関係

近年、いじめや体罰などが社会問題化しており、こうした深刻な子どもの権利侵害に対して既存の相談機関が相談を受け解決している事例もありますが、既存の相談支援の体制では解決できない場合もあります。いじめや体罰などの子どもの権利侵害は、権利侵害を受けた側が弱い立場に置かれることが多く、問題の解決のためには、相談だけでなく問題解決にむけて、公正・中立な立場で活動ができる専門の救済機関が必要です。

ここでは、子どもの権利の保障を実効性のあるものにするため、子どもの権利が侵害されたり、その恐れがあったりする場合に、相談でき、侵害された子どもの権利回復のために救済の活動を図ることができる救済機関として、北広島市子どもの権利救済委員会を置くことを規定

しています。

この救済委員会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の附属機関として設置されるものです。

(2) 第 2 項関係

第 2 項の各号では救済委員会の職務について規定しています。救済委員会では、相談を受け、侵害された子どもの権利回復のために助言や支援を行います。また、救済の申立てを受け、公正・中立な立場で調査、調整を行い、それでも改善が図られない場合は、第 19 条に規定する勧告等や是正要請の措置を市長に求めることとなります。

なお、子どもの権利侵害に関する相談が子どもの虐待に関する場合は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）や児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法、平成 12 年法律第 82 号）によって対応の仕組みが定まっているため、その事案は救済委員会から要保護児童対策調整機関（市児童家庭課）に通知し、要保護児童対策調整機関が対応することとなります（施行規則）。

■救済委員会の活動内容は具体的に次のようになります。

相談：権利侵害の相談を受け、必要な助言や支援をします。

調査：救済の申立てを受け、子どもの権利の侵害に関する救済を図るために必要な限度において、関係資料の提出や説明を求め、事実確認の調査を行います。

調整：救済の申立てに基づき、当事者双方に対し、助言や代弁、あっせんなどを行い、解決方法を一緒に考えます。

調査、調整の対象外（施行規則）

- ① 判決、裁決等により確定した権利関係にある事案又は判決、採決等を求め、係争中の事案
- ② 議会に請願又は陳情している事案
- ③ 救済の申立ての原因となった事実のあった日から 3 年を経過した事案
- ④ 調査及び調整の同意が得られない事案
- ⑤ 上記のほか、調査することが明らかに適当ではないと認められる事案

(3) 第 3 項関係

救済委員会の委員定数は 3 人とすることを定めています。なお、救済機関の構成としては救済委員会と救済委員会の活動を補佐する相談員が置かれます。

(4) 第 4 項関係

救済委員は、子どもの権利侵害の回復支援や救済に関し、相談者の信頼を得て、適切・迅速に対応できる人が求められるため、人格が高潔で、人権、福祉、教育等の分野で識見を有する人物を選考することが大切ですが、具体的には、弁護士などの法曹関係者、相談業務に従事した経験のある児童福祉関係者、児童教育学や心理学分野の大学教員などが候補として考えられます。こうした候補者から救済委員にふさわしい人を市長が救済委員として委嘱します。

(5) 第 5 項関係

救済委員の任期は、職務の内容から 1・2 年の短期では支障があり、長期では弊害も考えられるため 3 年と規定しています。また、救済委員が何かの事情によって任期の途中で退任した場合は、後任の救済委員の任期は前任者の残りの任期となります。

(6) 第 6 項関係

救済委員会の扱う事案について、その発生時期によっては継続した支援の体制が必要となる場合もあることや、組織として一定の機能を維持するため、救済委員は再任できることとして

います。

(7) 第7項関係

市長は、救済委員がその任期中であっても、病気や事故等で職務が遂行できないと認められるときや職務上の義務違反その他明らかに救済委員としてふさわしくない行為があったと認められるときは、救済委員を解任できることとしています。

(8) 第8項関係

救済委員の職務は個人の秘密に関することを扱うため、相談者が安心して相談できるように救済委員の守秘義務を規定しています。

救済委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）において「特別職」の公務員に該当し、同法で規定している「一般職」の公務員の守秘義務が適用されないため、条例で守秘義務を規定しています。

(9) 第9項関係

条例に定めた以外の救済委員会に関する必要な事項は、北広島市子どもの権利条例施行規則で定めています。規則では救済委員会の会議や救済の申立てを受けたときの調査、活動状況の報告などを規定しています。

（市長が行う措置）

第19条 市長は、救済委員会から前条第2項第3号の規定による求めがあったときは、関係する市の機関に対し勧告、指示又は命令（以下「勧告等」といいます。）を、市の機関以外のものに対し是正要請を行うことができます。

2 市長は、勧告等を受けた市の機関に対し、その勧告等に基づき講じた措置について、報告を求めることができます。

3 市長は、必要に応じ、第1項の規定による勧告等及び前項の規定による市の機関からの措置の報告について、その内容を公表することができます。

【解説】

(1) 第1項関係

市長は、救済委員会から第18条第3項の規定によって子どもの権利侵害に関し必要な措置を求められたとき、関係する市の機関について、市長の権限が直接には及ばない市長部局以外の教育委員会などに対しては適切な改善措置を講ずるよう勧める勧告を、市長の権限が直接及ぶ市長部局の組織については適切な改善措置に関する指示又は命令を行うことができることを規定しています。

また、市長は、市の機関以外のもの（道立学校、私立学校、民間施設、個人など）には適切な改善措置を講ずるよう、要請を行うことができることを規定しています。

(2) 第2項関係

市長は、勧告等を受けた市の機関が実施した改善措置の内容や経過等について、具体的に確認するために報告を求めることができることを規定しています。

(3) 第3項関係

市長が市の機関に対して行った勧告等やその勧告等に基づき講じられた措置の報告について、市長は必要に応じて公表することができることを規定しています。公表することによって、

関係者の問題解決に向けた行動を促進する効果が期待できることや同種の問題発生に対する抑止効果も期待できます。

(救済委員会への協力)

第20条 市の機関は、救済委員会の活動に対し、支援しなければなりません。

2 市の機関以外のものは、救済委員会の活動に対し、協力するよう努めるものとします。

【解説】

(1) 第1項関係

救済委員会の相談、調査、調整の活動を実効性のあるものとするため、市の機関はその活動を支援しなければならないことを規定しています。

(2) 第2項関係

第1項と同様の趣旨で、市の機関以外のもの（道立学校、私立学校、民間施設、個人など）について、救済委員会の活動に対して協力するよう努めることを規定しています。

(相談及び救済の申立て)

第21条 何人も、子どもの権利の侵害について、救済委員会に対し、相談及び救済の申立てを行うことができます。

2 救済の申立ては、文書又は口頭で行います。

【解説】

(1) 第1項関係

子どもの権利侵害については、悩んだり苦しんだりしている子どもやその保護者だけでなく、誰もが相談及び救済の申立てを行うことができることを規定しています。

子どもの権利侵害を受けている当事者がじっと耐えて、自ら相談する様子がないような場合でも、周囲の人が相談の行動をおこし問題解決の一步とすることができます。

なお、子どもの権利侵害に関する相談が子どもの虐待に関する場合は、児童福祉法や児童虐待防止法によって対応の仕組みが定まっているため、その事案は救済委員会から要保護児童対策調整機関（市児童家庭課）に通知し、要保護児童対策調整機関が対応することとなります。

(2) 第2項関係

救済の申立ては、通常は文書（救済申立書）によって行われますが、子どもなどによる申立ても考えられるため、口頭でも救済の申立てを行えることを規定しています。

なお、口頭による申立ての場合、救済委員は救済申立書の記載事項を聴き取り、救済申立書に記録します。

(相談員の設置)

第22条 救済委員会の活動を補佐するため、北広島市子どもの権利相談員(以下「相談員」といいます。)を置きます。

2 相談員は、子どもの権利に関する分野において識見を有する者のうちから市長が任用します。

【解説】

(1) 第1項関係

救済委員は常勤の体制ではないので、子どもの権利侵害に関する相談は、まず、救済委員会の相談の窓口となる北広島市子どもの権利相談員が受けることとなります。相談員は市の非常勤職員の身分で、主に相談を担当するほか、救済委員会の指示によって調査や調整の活動を補佐します。

(2) 第2項関係

相談員は救済委員会の相談の窓口を担当し、子どもの権利の侵害に関する相談に最初に対応することとなりますので、相談者に寄り添う姿勢でその悩みや苦しみを聴きとり、相談者に適切に対応することが求められます。このため、相談員の人選に当たっては、子どもの権利や相談業務などにおける経験、知識、能力を十分に考慮し任用することとなります。

第6章 施策の推進

(関係機関等との連携)

第23条 市は、救済委員会によるもののほか、子どもの権利の侵害の防止、相談及び救済について、関係機関等と連携を図り、必要な措置を講じるよう努めるものとします。

【解説】

子どもの権利保障のためには、一行政機関だけの対応では困難であり、官民含めた関係機関(教育委員会、施設関係者を含む。)と連携した体制をとって、北広島市全体で子どもの権利を侵害する問題に対応することを規定しています。

(施策の推進)

第24条 市は、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めるため、子どもの権利について必要な施策を推進するものとします。

2 市は、保護者が安心して子育てができるよう必要に応じた支援に努めるものとします。

【解説】

(1) 第1項関係

子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めるという目的を達成するために、市の取り組みとして子どもの権利の保障に必要な施策を着実に推進し

ていくことを規定しています。

(2) 第2項関係

市が、子どもに係わる保護者への子育て支援を行い、子育てに関する保護者の負担が軽減され余裕を持って子育てできるようになることによって、子どもの権利が間接的に保障されることとなります。このため、市が子育て支援に努めることを規定しています。

(北広島市こども計画)

第25条 市は、北広島市こども計画(こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する市町村こども計画をいいます。)に、子どもの権利に関する事項を記載し、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

【解説】

この条例が制定されたことのみで子どもの権利が保障されるわけではなく、条例に基づいて子どもの権利を保障する施策に取り組むことが大切です。

この条例の制定時には、子どもの権利の保障を施策として市が計画的に推進するため、「北広島市子どもの権利に関する推進計画」を策定していました。

しかし、こども※の権利を基本理念として定めた国の法律である「こども基本法」が制定され、令和5年4月1日から施行されました。

この法律では、国が定めるこども大綱等を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとされています。

このため、策定する「北広島市こども計画」の中に、こども大綱との整合を図った上で、子どもの権利に関する事項を記載し、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

※こども～こども家庭庁設置法及びこども基本法で、「心身の発達の過程にある者」としています。

第7章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

【解説】

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定しています。必要な事項を定めている規則は北広島市子どもの権利条例施行規則で、この中では、第2条第1号の「子どもの定義」に関する事項、第18条の「北広島市子どもの権利救済委員会」に関する事項などを規定しています。

附 則

この条例は、平成 24 年 12 月 1 日から施行します。ただし、第 5 章、第 25 条及び第 7 章の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

【解 説】

この条例が制定された日は平成 24 年 6 月 28 日ですが、附則では、この条例が実際に効力を有することとなる日を規定しています。

条例が施行されるまでには十分な周知・啓発期間や条例で設置を定めた北広島市子どもの権利救済委員会などの新たな組織体制の準備が必要となります。このため、周知・啓発期間を経過した時点で施行できる部分をまず平成 24 年 12 月 1 日に施行し、新たな組織体制に係る部分は組織体制の準備が整う平成 25 年 4 月 1 日からの施行としています。